

# 最低賃金について

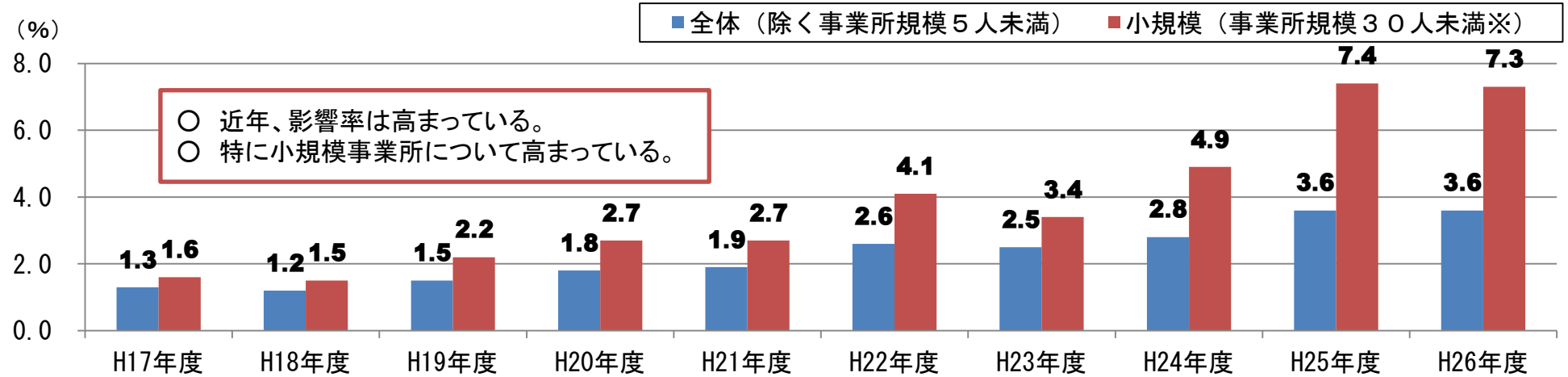
平成27年7月23日

塩崎臨時議員提出資料

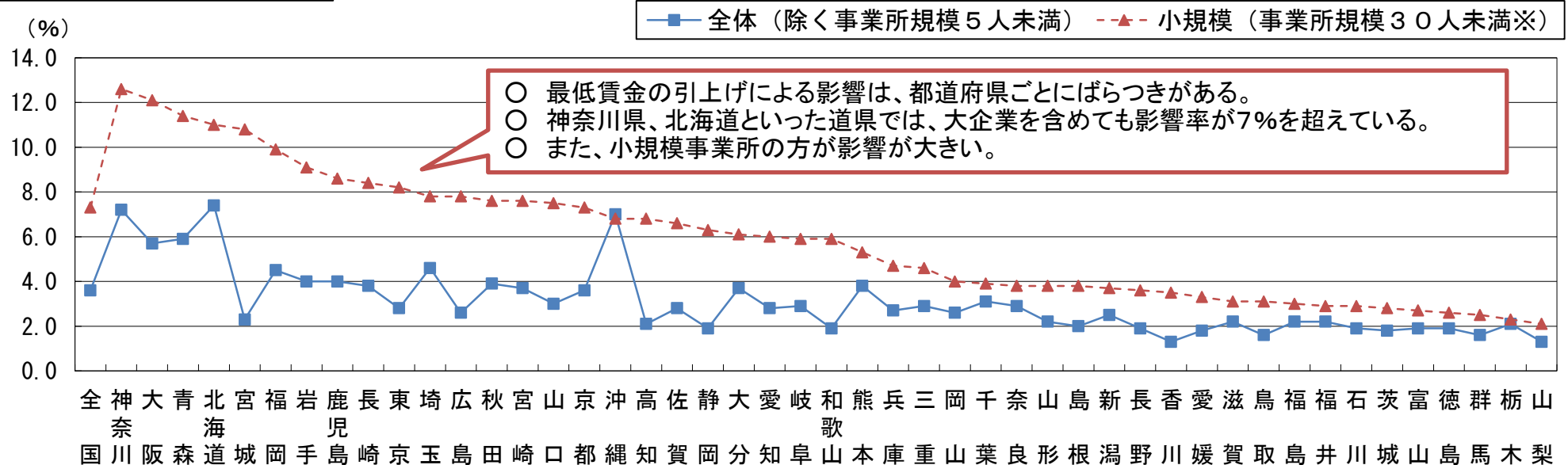
- 最低賃金の引上げは、最低賃金法に基づき、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して決定されている。
- 現在、公労使からなる中央最低賃金審議会において、この春の賃金上昇率や物価の状況、中小企業等に与える影響等を踏まえて、真摯な議論が行われているところであり、労使交渉の状況を重大な関心をもって見守っているところ。
- 他方、最低賃金の与える影響については、この間の最低賃金の引上げにより、最低賃金を引き上げた時に影響を受ける労働者の割合(影響率)が増大しているところ。  
これは、最低賃金の効果が高まっているとみることもできるが、翻って、最低賃金によって労務コストが増大している企業が増えているということでもある。
- 企業に対する影響については、中小企業や、例えば宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業といった生産性が低い産業が最低賃金の影響率も大きい。  
したがって、生産性向上を支援しつつ、最低賃金を引き上げていくことが重要。

# 最低賃金の引上げによる影響率

## 影響率(最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合)の推移



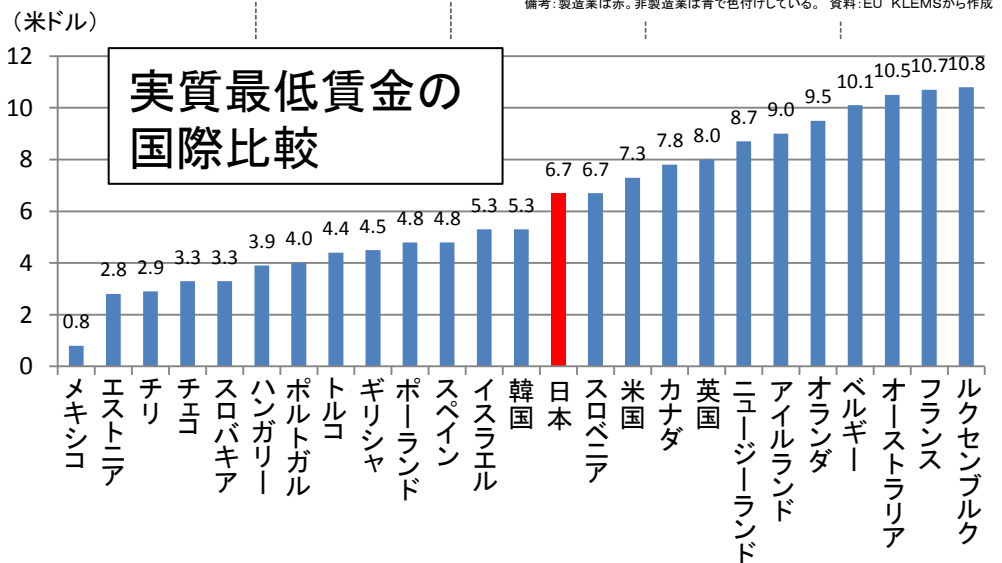
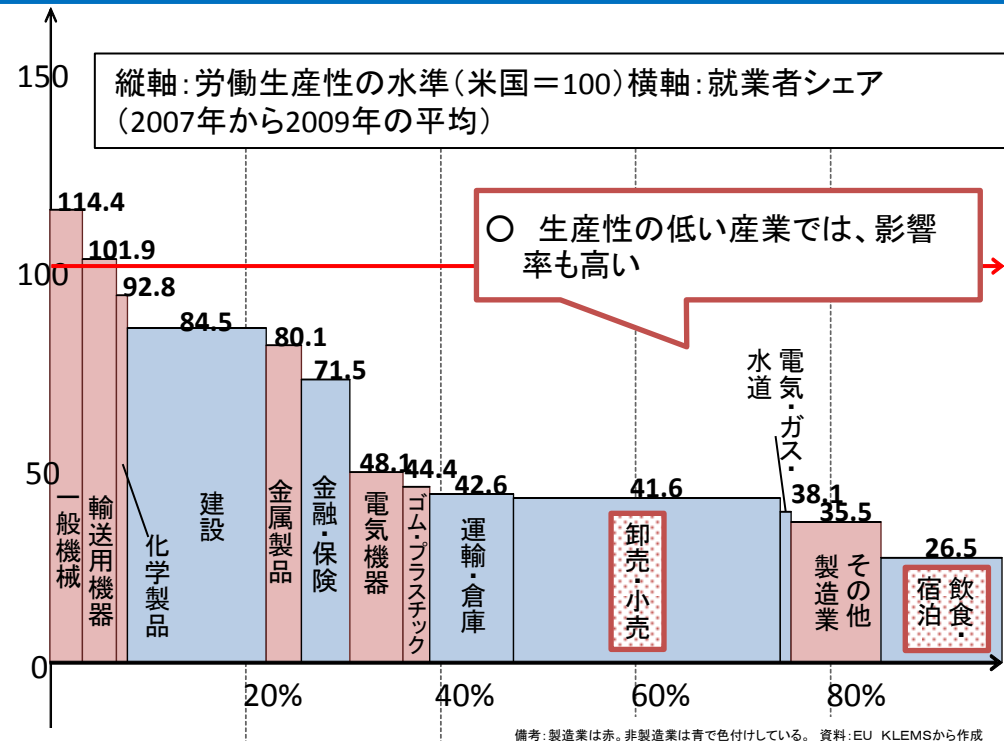
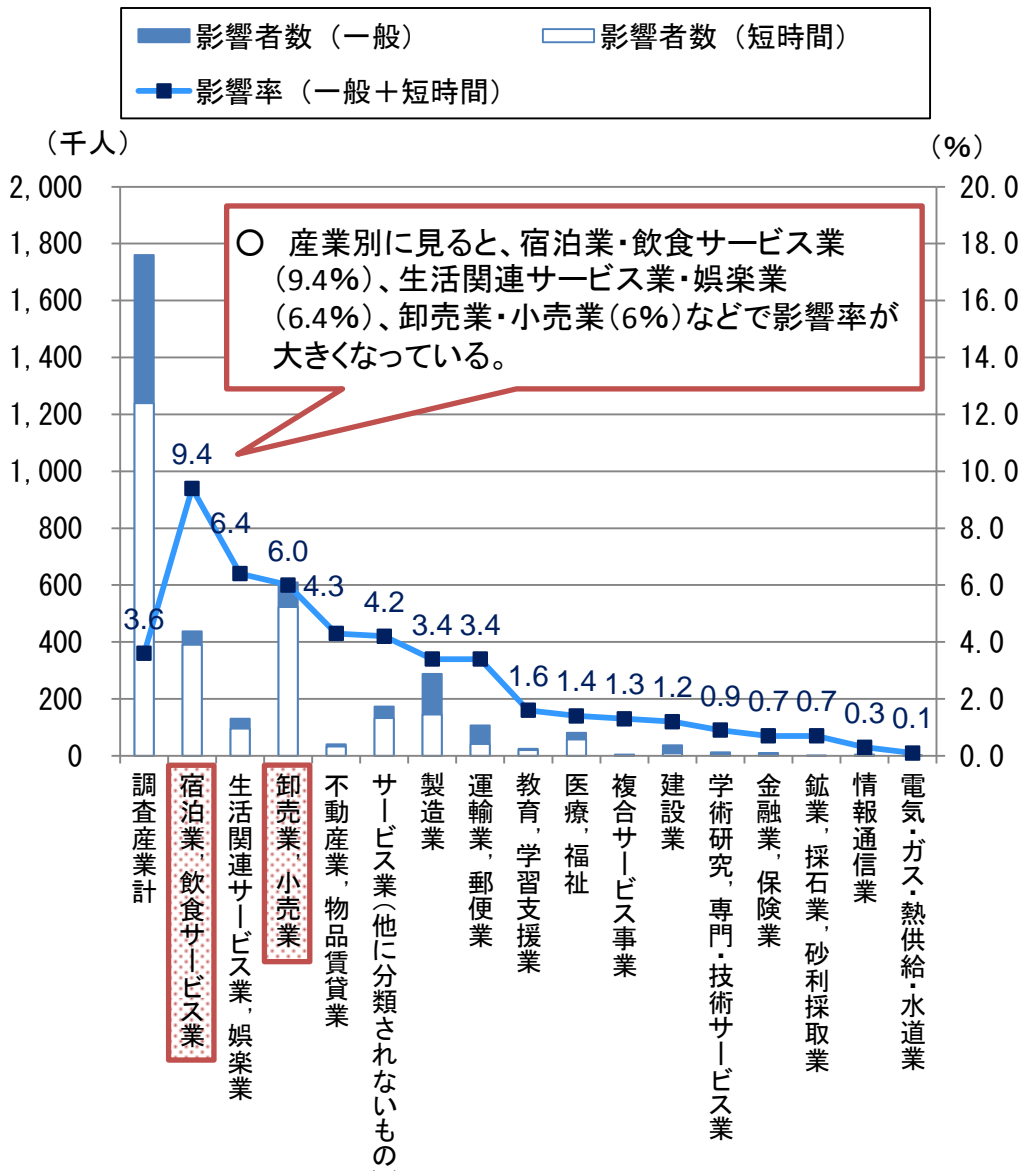
## 都道府県別の影響率



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」「最低賃金に関する基礎調査」

(※) 製造業等は100人未満まで調査対象としている。

# 最低賃金の引上げによる産業別の影響について



資料出所 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査特別集計」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」  
 注1 影響率:改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合  
 (事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。))を対象  
 2 影響者数:平成24年経済センサス-活動調査における常用雇用者数と臨時雇用者数の和に、平成26年賃金構造基本統計調査を特別集計して算出した影響率を乗じるにより推計  
 3 短時間労働者:同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者

出典:OECD Stat extracts (2013年時点)  
 注:OECDにおいて購買力平価を用いてドルに換算して比較したのも